

# 仙北地域県管理河川減災計画 取組方針(案)

平成30年3月22日

仙北地域県管理河川減災対策協議会



## 目次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員 .....	2
3. 仙北地域の概要 .....	3
4. 現状での取組み状況.....	5
5. 減災のための目標 .....	8
6. 概ね5年で実施する取組み.....	9
7. フォローアップ .....	12
(参考資料)・・・ 仙北地域県管理河川減災対策協議会（第1回）の資料－3～5	



## 1. はじめに

平成 27 年 9 月の関東東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」を取りまとめました。

一級河川については、国管理区間を中心に、国や沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、平成 28 年 9 月までに目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県岩泉町の小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の方が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、秋田県では県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、県内 8 地域において、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「仙北地域県管理河川における減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 29 年 6 月 27 日に設立しました。

その後、雄物川では平成 29 年 7 月と 8 月の二度にわたり、前線による大雨により氾濫が発生し、大仙市などにおいて多数の家屋浸水、交通網の寸断、孤立集落などが発生しています。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災対策協議会とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
大仙市	市長
仙北市	市長
美郷町	町長
秋田地方気象台	台長
秋田県仙北地域振興局	局長
秋田県仙北地域振興局総務企画部	部長
秋田県仙北地域振興局建設部	部長

本議会のアドバイザーは以下のとおり。

参加機関
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
国土交通省東北地方整備局玉川ダム管理所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

本議会の幹事会参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
大仙市総合防災課	課長
仙北市総合防災課	課長
美郷町住民生活課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県仙北地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県仙北地域振興局建設部保全・環境課	課長

### 3. 仙北地域の概要

本協議会では、仙北地域の県管理河川を対象に減災対策を組みます。

仙北地域は、県の東部に位置し、大仙市（平成 17 年 3 月に旧大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町が合併）と仙北市（平成 17 年 9 月に仙北郡角館町、田沢湖町、西木村が合併）と美郷町の 2 市 1 町からなり、北部及び西部は、鹿角市、北秋田市、秋田市、由利本荘市、南部は横手市、東部は岩手県に接しています。

総面積は、約 2,128km<sup>2</sup> と広大で、県全体の約 19% を占めています。自然豊かで歴史のある雄物川の中流部及び雄物川支川玉川が位置する圏域です。

仙北地域における県管理河川は、雄物川水系の 100 河川、管理延長約 635km であり、このうち水位周知河川は 9 河川、非水位周知河川は 91 河川です。

【仙北地域における県管理河川（水位周知河川）】

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	雄物川水系玉川	81.2	6	雄物川水系窪堰川	16.3
2	雄物川水系斉内川	21.9	7	雄物川水系川口川	16.8
3	雄物川水系桧木内川	33.2	8	雄物川水系矢島川	10.5
4	雄物川水系丸子川	17.6	9	雄物川水系横手川	2.6
5	雄物川水系福部内川	6.0			

【仙北地域における県管理河川（非水位周知河川）】

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	雄物川水系淀川	34.7	47	雄物川水系先達川	7.5
2	雄物川水系荒川	12.8	48	雄物川水系第一馬形沢川	1.3
3	雄物川水系宮田又沢川	6.9	49	雄物川水系第二馬形沢川	0.2
4	雄物川水系繫川	10.2	50	雄物川水系小黒沢川	0.9
5	雄物川水系小黒川	7.5	51	雄物川水系大黒沢川	0.8
6	雄物川水系トッコ沢川	0.7	52	雄物川水系岩井沢	1.5
7	雄物川水系荒木又沢川	0.6	53	雄物川水系舟小屋川	0.5
8	雄物川水系大沢川	14.0	54	雄物川水系杉谷地川	0.2
9	雄物川水系芦沢川	4.8	55	雄物川水系赤倉沢	0.5
10	雄物川水系土買川	14.3	56	雄物川水系石黒沢	0.3
11	雄物川水系心像川	13.2	57	雄物川水系水上沢	0.1
12	雄物川水系大滝川	0.6	58	雄物川水系湯沢	0.3
13	雄物川水系棚平川	11.8	59	雄物川水系小沢の沢	1.9
14	雄物川水系布又川	3.8	60	雄物川水系小袋沢	0.2
15	雄物川水系楢岡川	18.1	61	雄物川水系湯淵川	0.6
16	雄物川水系小出川	3.1	62	雄物川水系明通川	0.4
17	雄物川水系西の又川	12.0	63	雄物川水系小和瀬川	4.2
18	雄物川水系湯元川	7.4	64	雄物川水系湯の又沢	5.7
19	雄物川水系荒沢川	4.8	65	雄物川水系下刺沢	0.9
20	雄物川水系後川	2.8	66	雄物川水系上刺沢	0.4
21	雄物川水系北川	6.0	67	雄物川水系石黒沢	0.2
22	雄物川水系小滝川	14.8	68	雄物川水系中の又沢	4.5
23	雄物川水系入見内川	13.0	69	雄物川水系道行沢	0.2
24	雄物川水系川下田川	3.1	70	雄物川水系大倉沢	0.2
25	雄物川水系院内川	9.8	71	雄物川水系様ノ沢	0.3
26	雄物川水系才津川	11.6	72	雄物川水系上金倉沢	0.5
27	雄物川水系刺市川	4.8	73	雄物川水系石仮戸沢	1.5
28	雄物川水系小白川川	8.4	74	雄物川水系湯の沢	1.5
29	雄物川水系山谷川	6.7	75	雄物川水系上湯の沢	0.5
30	雄物川水系湯尻川	8.3	76	雄物川水系湯田又川	1.5
31	雄物川水系田沢湖	9.9	77	雄物川水系渋黒川	6.0
32	雄物川水系新瀬沢川	1.0	78	雄物川水系湯川	0.4
33	雄物川水系相沢川	1.7	79	雄物川水系万太郎川	4.0
34	雄物川水系土熊沢川	1.8	80	雄物川水系今泉大台川	4.3
35	雄物川水系相内沢川	2.8	81	雄物川水系赤堰川	3.1
36	雄物川水系堀内沢川	1.2	82	雄物川水系真昼川	2.1
37	雄物川水系浦子内沢川	2.7	83	雄物川水系大台川	1.7
38	雄物川水系比内沢川	1.5	84	雄物川水系払田川	2.7
39	雄物川水系初内沢川	0.8	85	雄物川水系赤倉川	8.4
40	雄物川水系斉藤川	5.1	86	雄物川水系善知鳥川	6.0
41	雄物川水系杉沢川	2.0	87	雄物川水系小友川	6.2
42	雄物川水系堀内沢	3.0	88	雄物川水系上総川	7.0
43	雄物川水系長内沢川	0.8	89	雄物川水系出川	14.0
44	雄物川水系生保内川	7.4	90	雄物川水系厨川	2.6
45	雄物川水系北桧木内川	3.8	91	雄物川水系中ノ目川	1.5
46	雄物川水系小先達川	3.9			

#### 4. 現状での取り組み状況

仙北地域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては以下のとおりです。

##### ① 避難勧告等の発令者としての現状と課題 (下線は H29.7 洪水を踏まえた意見)

項目	現状○ と 課題●
避難勧告経験の有無	○各自治体とも現在の避難勧告基準(水害)で避難準備情報、避難勧告、避難指示は発令したことがあり、これまでに大きな遅れはありません。
体制の確保	○非常時の体制については、各自治体とも防災計画等で規定されています。 ○あらかじめ、現有職員に個別に役割を与え、状況に応じて自律的に動くこととなっています。 ●(1)地域防災計画に非常時の取り組みを整理してありますが、実際に全職員が全部を理解しているとは限らない点や、人事異動による個々の役割の変更は課題です。 ●(2)災害の種類毎に避難の対象となる世帯を正確に把握し、随時更新しておく必要があります。 ●(3)災害時の速やかな行動のため、避難計画等の市民への周知が必要です。
現在の避難勧告等基準	○勧告等は地域防災計画、水防計画の基準に基づき発令しています。 ●(4)より精度の高い水位上昇(下降)の見込みや、災害の種類毎の危険度の増減の見通しなどの情報提供が望まれます。 ●(5)発令基準が適切かは、常に見直しが必要です。
情報の入手方法と判断の根拠	○気象情報等は、インターネットおよび気象庁の防災情報提供システムを活用し、県の観測所の雨量、水位の情報等を秋田県河川砂防情報システム(県総合防災システム)で入手しています。 ○避難勧告等発令の判断については、「市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定められています。 ○水防団の状況、住民からの問い合わせの内、有益な現地情報などは、ホワイトボードで情報共有しています。 ○水防団への伝達については、各管轄の分団長に本部へ詰めてもらい、現場トップの副分団長と連絡をとりあいながら対応してもらうこととしています。 ○水防団待機水位に到達し、県から水防警報が出ると本部から水防団(消防団)へ直ちに待機指示を出しています。また、緊急情報は直ちに報告をもらうようにしています。 ○対応者の習熟度を上げる手段として、県が実施する防災システム関連の操作研修を複数人で実施しています。また、毎年、排水活動を行う排水班を対象とした研修(実施研修含む)を開催している他、防災実務担当者研修等を受講しています。 ○危険地域については、ハザードマップ等により把握しています。 ●(6)被災情報については、災害現場にいる職員、消防団、消防、警察や市民からの情報で判断していますが、正確でない情報も混在する場合がありますので、よりわかりやすい画像や、映像の情報の収集が必要です。 ●(7)避難の判断材料となる気象情報等については、今後も最新の方法や知識の蓄積が必要です。 ●(8)振興局建設部から市町への情報が FAX となっているため即時性に問題があります。併せて電話による確認が必要なことから、災害時には対応できない状況にあり、即時性に課題があります。
避難所設置の状況	○大仙市、美郷町では、いつ避難所を設置するか基準があります。仙北市には基準はありませんが、避難所開設の必要性がある場合は、緊急の場合を除き、日中の明るい内に施設の安全確認と二次災害の防止を確認して設置することとしています。 ○開所にかかる時間については、どの自治体も把握しています。(具体的回答では、避難所にする施設内に管理者が居る時間かどうかで多少の違いはあるが、毛布、非常食、水の準備までは1時間以内) ○隣接する市町村との避難所の連携については、地域防災計画や、「災害時における

	<p>秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」などで定められています。</p> <p>●(9)災害の種類によっては、避難所自体が危険な場合もあり(浸水想定区域内に位置するなど)、注意が必要です。</p> <p>●(10)初動で1次避難所を開設し、1次避難所で不足する場合、2次避難所を開設しますが、担当する職員が不足しています。</p>
要配慮者施設への対応	<p>○要配慮者施設については、避難確保計画の策定状況を把握しているほか、福祉関係部局を通じて、要配慮者施設利用者数等を確認しています。</p> <p>○要配慮者施設への伝達については、防災ラジオの無償貸与、福祉部から各施設への直接連絡などで対応しています。</p> <p>●(11)要配慮者施設への避難準備・高齢者等避難の発令情報は登録した施設職員にのみ伝達となっているため、さらに多くの職員に登録してもらう必要があります。</p> <p>●(12)避難確保計画のない施設もあり、避難確保計画の策定及び訓練実施の促進が必要です。</p>

※●後ろの（ ）数字は課題番号

② 発令の伝達と住民のとらえ方 (下線はH29.7洪水を踏まえた意見)

項目	現状○ と 課題●
避難勧告を伝達する手段	<p>○伝達手段としては、防災行政無線や市のホームページ、防災メール、県総合防災システムなどによる発令のほか、広報車巡回、職員による個別電話連絡、防災無線、緊急FMラジオなどで伝達しています。</p> <p>○河川管理者(秋田県)と水防管理団体(大仙市、仙北市、美郷町)では、水防警報や水位情報の通知(水位周知)等の伝達系統や方法を「水防計画」に明記しています。</p> <p>○避難場所や避難経路、洪水による浸水区域と土砂災害危険区域を記載した災害ハザードマップを作成し、住民に配布するとともにホームページでも周知しています。</p> <p><b>【平成29年7月22日からの大雨への対応】</b></p> <p>○大仙市では最大時、10箇所7,118世帯19,429人に避難勧告、11箇所8,217世帯21,661人に避難指示を発令し、44箇所1,059世帯2,053人が避難しました。</p> <p>○仙北市では市全域に勧告をしましたが、危険度に差があり、川のそばや山沿いに住んでいる方を中心に危険と感じた方が避難しました。結果的に人的被害はありませんでした。</p> <p>○美郷町では、町内全体で83世帯202人が避難しました。(伝達手段は、広報車巡回、職員による個別電話連絡、防災無線、緊急FMラジオ、県総合防災システムです。)</p> <p>●(13)避難準備情報、避難勧告等といった各種別など提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念があります。また、過去に水害が無いという経験から安全であると誤認し、避難しないという状況があると考えられます。</p>
その伝達手段で情報は届くか	<p>○電話連絡がつかない世帯には、自宅へ伝達しに行く等の方法で、確実に情報を届けるようにしています。</p> <p>●(14)防災行政無線やHP、安心安全メール、広報車等で避難勧告をしていますが対象者に、勧告の内容が伝わらないケースがあります。たとえば、夜間の発令で防災無線が聞き取りにくかった、聞こえないとの苦情がありました。</p> <p>●(15)情報を受け取れない世帯等については防災行政無線の戸別受信機設置を別途考える必要があります。</p> <p>●(16)また、防災メールについて、配信に時間を要しているという問題があります。</p>
「空振りを恐れない」行動規範	<p>○これまでに「空振り」の経験はありませんが、「空振りを恐れない」「見逃しは許されない」という意識は職員内では共有されています。</p> <p>●(17)多くの地域住民の方に、被害を想像でき、かつ降雨予想が難しいことを認識していただき、自らが情報を収集し、判断、行動しなければならないという意識を持っていただく必要があります。</p>

※●後ろの（ ）数字は課題番号

③ 避難行動の平時の取組み

(下線は H29.7 洪水を踏まえた意見)

項目	現状○ と 課題●
ハザードマップの表示方法と配布方法	○各世帯への配布やホームページへの掲載によって周知を図っています。 ●(18)計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や、避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念されます。
ハザードマップの認知度	●(19)配布当時は認知度は高かったと思われませんが、時間の経過とともに認知度およびリスク意識が低下している可能性があります。水害対応に興味を持っている住民へのわかりやすい十分な情報の提供を図る必要があります。
訓練など平時の取組みの実態	○大仙市では、市及び市消防団が主催で、水防講習会を実施しています。また、市職員等で編成する丸子川流域排水班を対象とした、講習会を実施しています。さらに、自主防災組織における訓練実施の支援をしています。 ○仙北市では、毎年8月に防災月間及び防災週間を設定し、防災啓発活動、防災訓練、講演会などを企画しています。 ○美郷町では、自主防災組織における訓練実施の支援をしています。 ●(20)重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団に十分理解してもらう必要があります。 ●(21)住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組みを行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要があります。

※●後ろの( )数字は課題番号

④ 河川管理者の課題

(下線は H29.7 洪水を踏まえた意見)

項目	現状○ と 課題●
河川管理者の課題	●(22)浸水常襲地区や水位計の無い河川において、水位上昇の見込みを精度良く予測するために、雨量計と水位計の増設が必要です。 ●(23)今後、想定外の大雨等が増えることも予想されるため、引き続き、確度の高い水位上昇予測情報の提供が望まれます。 ●(24)計画規模に対して流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫する恐れがあります。

※●後ろの( )数字は課題番号

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとします。

### 【5 年間で達成すべき目標】

仙北地域の県管理河川は、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性を持ち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。今後発生しうる大規模水害から人命を守るため、『迅速かつ確実な避難を可能にする地域防災力の向上』を目標とする。

※大規模水害： 想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目標の達成に向け、仙北地域において、河川管理者が実施する河川改修等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施します。

- ① 仙北地域における特徴を踏まえた避難に関する取組
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③ 地域防災力向上のための継続的な取組

## 6. 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取組む主な内容は次のとおりとします。

### 1) ハード対策の主な取組み

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
<b>■洪水氾濫を未然に防ぐ対策</b>			
・河川改修の継続実施	(24)	引き続き実施	秋田県
<b>■危機管理型ハード対策</b>			
・計画的な州ざらいの実施	(24)	引き続き実施	秋田県
<b>■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b>			
・水位計、雨量計及び情報収集・提供機器の更新・改良等	(4), (7), (22)	引き続き実施	秋田県

## 2) ソフト対策の主な取組み

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組み

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組みとして、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組み</b>			
・秋田県と気象台、3市町のホットラインの構築	(8)	H29年度から実施	秋田県、気象台、大仙市、仙北市、美郷町
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	(1), (2), (5), (7), (8), (9), (10), (23)	H29年度から実施	秋田県、気象台、大仙市、仙北市、美郷町
・水位計、雨量計の配置の見直しや増設	(4), (7), (22)	引き続き実施	秋田県
・水位周知河川の追加	(5)	H31-33	秋田県
・最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の公表	(18)	H31-33	秋田県
・新たな浸水想定に基づくハザードマップの作成	(18)	適宜実施	大仙市、仙北市、美郷町
・水位周知河川以外の河川の浸水実績の把握と周知	(20)	引き続き実施	秋田県、大仙市、仙北市、美郷町
・実況雨量に基づく「簡易水位予測」(計算シート)の活用	(4)	適宜実施	秋田県、大仙市、仙北市、美郷町
・避難情報伝達手段の検討と整備	(2), (3), (6), (11), (14), (15), (16), (18)	引き続き実施	大仙市、仙北市、美郷町
<b>■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組み</b>			
・ハザードマップ作成に向けたヒアリングや説明会、ハザードマップ完成時の周知の実施	(3), (13), (17), (18)	適宜実施	大仙市、仙北市、美郷町
・小中学校等における防災教育や出前講座等を活用した説明会の実施	(13), (17), (19)	引き続き実施	秋田県、大仙市、仙北市、美郷町
・地域全体の防災力向上を図るため町内や自主防災組織等による訓練の実施	(10), (13), (17), (19), (20), (21)	引き続き実施	秋田県、大仙市、仙北市、美郷町

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間確保のための取組み

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に関する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制強化に関する取組み</b>			
・水害リスクの高い箇所の手廻り巡視の実施	(20)	H30-33	秋田県、大仙市、仙北市、美郷町
<b>■要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組み</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援	(2), (12)	引き続き実施	秋田県、大仙市、仙北市、美郷町

3) 取組の進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い仙北地域の文化を形成します。

## 7. フォローアップ

- 各機関の取組内容については、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要です。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直します。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行います。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直します。

## 仙北地域県管理河川減災対策協議会 規約（案）

### （名称）

第1条 本会の名称は、「仙北地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」とする。

なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づき都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

### （目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、仙北地域の県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県仙北地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県仙北地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携

して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県仙北地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月27日から施行する。

平成30年3月22日改定

別表 1

## 仙北地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対象河川
玉川、斉内川、桧木内川、丸子川、福部内川、窪堰川、川口川、矢島川、横手川、その他仙北地域における指定区間内の一級河川

別表 2

## 仙北地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機関名	代表者
大仙市	市長
仙北市	市長
美郷町	町長
秋田地方気象台	台長
秋田県仙北地域振興局	局長
秋田県仙北地域振興局総務企画部	部長
秋田県仙北地域振興局建設部	部長

別表 3

## 仙北地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機関名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
国土交通省東北地方整備局玉川ダム管理所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

## 仙北地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機関名	代表者
大仙市総合防災課	課長
仙北市総合防災課	課長
美郷町住民生活課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県仙北地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県仙北地域振興局建設部保全・環境課	課長

